

事務事業概要

平成 27 年 5 月

県土整備部

目 次

県土整備総務課	1
県土整備財務課	2
公共用地課	3
公共事業運営課	4
入札管理課	5
建設業課	6
道路企画課	7
新名神推進課	8
道路建設課	9
道路管理課	10
河川課	12
防災砂防課	13
港湾・海岸課	15
流域管理課	17
下水道課	18
施設災害対策課	19
都市政策課	20
景観まちづくり課	22
建築開発課	23
住宅課	24
営繕課	25
工事検査担当	26

1 企画調整

県土整備行政に係る課題等について総合的な検討を行うとともに、部内の事業調整を行います。

2 広聴広報

県民満足度の高い社会資本整備を目指し、県土整備部のホームページ等において県民の皆さんに最新の情報を提供するとともに、広聴活動を進め、県民ニーズの把握に努めます。

3 予算決算

部の予算、決算等の業務を行います。

4 人材育成

県土整備行政に携わる職員一人ひとりの専門能力、技術力の向上を図るため、専門研修を企画・実施します。

5 組織体制の検討

簡素で効率的な組織運営を行うとともに、わかりやすくかつ機能的な組織体制の構築について継続的な検討を行います。

6 外郭団体等の改革支援

外郭団体が効率的な運営を行い、質の高いサービスを提供できるよう事業の見直し等の改革を支援するとともに、公益法人及び一般法人が不特定多数の者の利益の増進に寄与するための活動ができるよう支援等を行います。

7 危機管理

部内の危機管理と防災対策の総合的な調整を行います。

県土整備財務課

課長 吉岡 工
(電話 059-224-2680)

- 1 予算・決算
工事費に関する歳入・歳出予算及び決算業務を行います。
- 2 経理
配分された予算について法令・規則に基づき適正に会計処理を行います。
- 3 調達・契約
部内の物品調達や工事等の契約業務を行います。
- 4 物品出納
部内の物品の適正な管理を行います。
- 5 国費事務
国からの交付金・補助金の受入、市町への支出業務を行います。
- 6 起債等の財源
公共事業予算の起債財源に関する手続きを行います。
- 7 繰越事務手続き
工事費の繰越事務手続きを行います。
- 8 税外債権の管理
「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」及び「三重県公債権の徴収に関する条例」に基づく債権の適切な進捗管理を行います。

公共用地課

課長 田米 千秋
(電話 059-224-2661)

1 公有財産管理

県有普通財産（廃道敷、廃川敷等）及び国土交通省所管法定外国有財産に関する業務を行います。

2 公有地拡大推進法の施行

公有地の拡大の推進に関する法律に関する業務を行います。

3 市町等事業認定

土地収用法に基づく市町等事業の事業認定に関する業務を行います。

4 公共用地取得等支援

公共事業に係る用地の取得、使用及び損失補償に関する業務について地域機関の支援等を行います。

5 公共用地先行取得

県土地開発公社に資金を貸付け、県が実施する公共事業用地の先行取得及び物件の補償を行います。

6 登記処理

(1) 登記対策事務

公共事業に伴い取得した土地の登記に関する業務を行います。

(2) 未登記対策推進事業

公共事業により取得した土地の過年度未登記の処理に関する業務を行います。

1 三重県建設産業活性化プランの推進

地域において不可欠な役割を担う建設産業の活性化を図るため、三重県建設産業活性化プランに沿った取組を進めます。

また、平成27年度は活性化プランの最終年度であることから、次期プランの策定に取り組みます。

2 公共事業評価システム

公共事業の効率性と実施過程の透明性の向上を図るため、事前評価、事中評価、事後評価の各評価を行うことにより一体的に機能した評価サイクルの運用を行います。

3 積算基準及び設計単価の制定

公共工事の予定価格算出に用いる積算基準や設計単価の制定を行います。

4 建設副産物の再利用

公共工事から発生する建設発生土やコンクリート塊などの建設副産物の再利用を図るため、建設発生土の公共工事間利用や、コンクリートやアスファルトなどの分別解体及び再資源化の取組を行います。

5 CALS/ECの推進

三重電子調達システム（公共事業調達）や公共工事設計積算システム等の運用管理を行うとともに、公共事業の電子化（CALS/EC）の推進に向け、県・市町職員や入札参加者に対して研修会等を開催し普及・啓発を行います。

入札管理課

課長 新堂 紳一郎
(電話 059-224-2696)

1 総合評価方式の推進及び運用

品質確保を目的とした公共工事の適正な執行と円滑な推進のため、入札参加者へのアンケート調査を実施するなど、総合評価方式の実施状況について検証と改善を行い、総合評価方式を適正に運用します。

また、法令に基づき学識者の意見聴取を実施します。

建設業課

課長 山口 尚茂
(電話 059-224-2660)

1 建設業の指導監督

建設業者の許可事務及び経営事項審査事務を行うほか、建設業法に基づく指導監督を行います。

2 公共工事の発注支援

建設工事に係る入札・契約制度の改善及び指導等を行います。

道路企画課

課長 梅谷 幸弘
(電話 059-224-2739)

- 1 道路の企画、計画及び調査
道路事業に関する企画、整備計画、各種調査等を行います。
- 2 直轄道路事業との調整
道路法に基づく、直轄国道事業負担金に関する事務を行います。
- 3 共同溝の整備等に関する特別措置法の施行
共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、共同溝の整備等を行います。
- 4 電線共同溝の整備等に関する特別措置法の施行
電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、電線共同溝の整備等を行います。
- 5 地方道路公社法の施行
地方道路公社法に基づく、三重県道路公社に関する事務を行います。
- 6 高規格幹線道路の整備促進
高規格幹線道路の整備促進を行います。

新名神推進課

課長 高橋 建二
(電話 059-352-0619)

1. **用地取得**

新名神高速道路に係る用地取得業務を行います。

2. **事業調整**

新名神高速道路に係る事業調整及び用地管理業務を行います。

1 道路・橋梁の新設・改良

(1) 道路改築事業（地域高規格道路）

中部圏と近畿圏を繋ぐ地理的優位性を活用するとともに、集積する産業や魅力ある観光など、地域の力を活かした三重づくりを支える基盤として、産業活動や観光振興に伴い増加する交通需要に対応するため、地域高規格道路の整備を行います。

(2) 社会資本整備総合交付金事業

道路に対する様々な地域課題に対応するため、計画的に未改良区間の改良や混雑区間の解消を行うなど、効率的な道路ネットワークを形成し、県民生活の利便性の向上を図ります。

(3) 防災・安全交付金事業

地域の命と暮らしを守るため、計画的に未改良区間の改良、通学路の交通安全対策、橋梁の耐震化を行い地域の防災機能や安全性の向上を図ります。

(4) 防衛施設周辺整備事業

防衛施設周辺の道路について、国の補助を受け整備を行います。

(5) 地方道路整備(改築)事業、県単道路改築事業

道路幅員狭小、線形不良など緊急に対応が必要な県管理道路の整備を行うことにより、県民生活の利便性の向上や防災機能の向上を図ります。

また、地域の実情に即した道路整備を実施するため、早期に事業効果が発現できる部分的な改良など柔軟な手法を取り入れた整備にも取り組んでいきます。

(6) 市町道路事業指導監督

市町担当職員の技術力を高めるため、研修や意見交換を行い、市町施行の道路事業の適正かつ円滑な執行に向け支援を行います。

1 道路維持管理

(1) 道路管理

道路法及び関係法令に基づき、適切な管理を行います。

(2) 公共土木施設パトロール

道路、橋梁、トンネル等のパトロールを行い、安全・安心に利用できるよう施設の保全を図ります。

(3) 道路施設管理

道路、橋梁、トンネル等の維持管理を行います。

(4) 道路台帳整備

道路法の規定に基づき公共物としての道路の領域を常に明確にするとともに、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するため、道路台帳を継続して整備します。

2 道路維持修繕及び交通安全対策

(1) 道路橋梁維持修繕

道路、橋梁、トンネル等の保全と円滑な交通を確保するため、道路パトロールや道路施設の定期点検により現況を把握し、舗装、側溝整備、道路施設修繕、橋梁維持修繕、除草、小規模修繕、雪氷対策等を実施し、施設の維持管理を行います。また、併せて、住民参加の維持管理を推進します。

(2) 防災・安全交付金事業

① 災害防除

土砂崩壊、落石等が予想される危険箇所について、法面工、擁壁工、落石防護工等の災害防除施設整備を実施します。

② 交通安全

事故危険箇所や通学路等を中心に、自歩道整備、あんしん路肩整備、交差点改良、視距改良等の交通安全対策を実施します。

③ 舗装補修

舗装の損傷がある県管理道路について、計画的に舗装整備を実施します。

④ 橋梁修繕

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく予防的な修繕等を実施します。

(3) 県単道路交通安全対策

国の補助の対象とならない路線等における交通事故防止のため、自歩道整備、交差点改良、視距改良、防護柵、道路標識、反射鏡、視線誘導標等の整備を実施します。

(4) 県単災害防除施設整備

土砂崩壊、落石等が予想される危険箇所のうち、国の補助の対象とならないものを県単独事業として実施します。

河川課

課長 岡田 規生
(電話 059-224-2682)

1 河川整備事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 広域河川改修事業

一級河川の指定区間又は二級河川において、一定の計画に基づき総事業費が概ね10億円以上の河川改修を行います。

② 総合流域防災事業

ア 河川事業

一級河川の指定区間または二級河川において、一定の計画に基づき、河川改修を行います。

イ 情報基盤総合整備事業

一級河川の指定区間または二級河川において、過去に災害を受けた地区または受ける恐れの高い地区に係る雨量・水位等の情報収集・提供等のためのシステムの整備を行います。

③ 地震・高潮対策河川事業

地震・高潮により被害が生じる危険のある一級河川の指定区間または二級河川の改修を行います。

④ 特定構造物改築事業

一級河川の指定区間または二級河川において、総事業費が概ね4億円以上の河川管理施設の修繕や更新を行います。

(2) 直轄河川事業負担金

国土交通大臣管理区間の河川改修事業に要する経費の県負担金です。

(3) 県単河川局部改良事業

一級河川の指定区間または二級河川において、国の交付金事業の対象要件に満たない防災上重要な箇所を改良を行います。

(4) 河川調査

河川整備基本方針及び河川整備計画の策定、浸水想定区域図作成、氾濫危険水位（特別警戒水位）の設定や河川改修事業に要する測量調査等を行います。

2 その他業務

(1) 市町河川事業指導監督

市町施行の準用河川改修事業に対する助言等の支援を行います。

1 砂防事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

① 通常砂防事業

土砂災害を防止、軽減する目的で、溪流にダム工、溪流保全工（流路工）を整備する総事業費1億円以上の事業を行います。

② 急傾斜地崩壊対策事業

傾斜度30度以上、がけの高さ10m以上、保全人家10戸以上の危険箇所総事業費7,000万円以上の事業を行います。

③ 砂防等調査

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等を指定するために、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等についての調査を行います。

(2) 直轄砂防事業負担金

国土交通省直轄砂防事業に要する経費の県負担金です。

(3) 県単砂防調査

計画策定に要する測量調査、地質調査、環境調査および砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策事業などに関する調査を行います。

(4) 県単通常砂防事業

国の補助対象とならない小規模な施設の整備や局部的な改良工事を行います。

(5) 県単急傾斜地崩壊対策事業

国の補助対象とならない小規模な急傾斜地の対策を行います。

(6) 県単急傾斜地災害緊急対策事業

集中豪雨等により、がけ崩れが発生した急傾斜地崩壊危険箇所のうち、国の補助対象とならないものについて、緊急的に対策を行います。

2 河川整備事業

(1) ダム事業(治水ダム建設事業)

洪水調節を目的とするダム建設を行います。

(2) 直轄河川事業負担金

国土交通大臣管理区間のダム事業に要する経費の県負担金です。

3 その他業務

(1) 県土整備部所管ダムの管理及び維持

宮川ダム、君ヶ野ダム、滝川ダムの管理を行うとともに各種設備の維持修繕を行います。

(2) ダム対策

① 新丸山ダム建設に伴う水源地域整備事業に要する経費の一部について県が負担します。

② 伊賀市が実施する川上ダム関連事業に対し補助金を交付します。

1 港湾整備事業

- (1) 国補港湾改修事業（予防保全事業、社会資本整備総合交付金事業）
港湾施設の新設、改良、更新、耐震対策等を行います。
- (2) 県単港湾改修事業
航路、泊地のしゅんせつ工事等を行います。
- (3) 県単港湾調査
港湾施設に係る測量、設計、調査等を行います。

2 海岸整備事業

- (1) 社会資本整備総合交付金事業
 - ① 海岸高潮対策
高潮、波浪等の災害から海岸を防護するため、堤防や離岸堤等の海岸保全施設の新設又は改良を行います。
 - ② 海岸侵食対策
波浪による海岸の侵食又は災害を防除するため、堤防や離岸堤等の海岸保全施設の新設又は改良を行います。
 - ③ 海岸耐震対策
地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止するため、堤防・護岸の液状化対策等の耐震対策を行います。
 - ④ 津波・高潮危機管理対策
津波又は高潮発生時における既存の海岸保全施設の防災機能の確保及び人命の優先的な防護を推進するため、堤防・護岸の補強等を行います。
 - ⑤ 海岸堤防等老朽化対策
老朽化等により所要の機能が確保されていない海岸保全施設の機能の回復や強化を図り、人命や資産の防護を図るため、海岸堤防の補強等を行います。
- (2) 直轄海岸事業負担金
国土交通省が施行する津松阪港海岸の堤防改修事業に要する経費の県負担金です。

(3) 県単海岸局部改良

国の交付金事業の対象とならない小規模な海岸施設について、各海岸の海岸保全施設の整備を行います。

(4) 県単井田海岸緊急保全事業

前浜の侵食度合いが著しい井田海岸において、国の交付金事業と合わせて、維持養浜を行います。

(5) 県単海岸調査

国土交通省所管の海岸の現状把握や海岸計画策定のための調査等を行います。

1 河川維持管理

(1) 河川管理

河川法の施行に関する事務のほか、水質事故対策、家電製品等不法投棄処理、河川の管理保全等を行います。

(2) 河川台帳整備

河川法の規定に基づき、河川管理者がその管理事務を円滑・的確に遂行するため、その基礎となる河川台帳等を継続して整備します。

(3) 県単河川維持修繕事業

国の補助の対象とならない局所的な堤防、樋門等の修繕や河川堆積土砂の除去、河川の除草等を行います。

なお、除草業務等において住民参加型の維持管理を推進しています。

2 砂防維持管理

(1) 砂防管理

砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）の施行に関する事務を行います。

(2) 砂利等採取関係取締

採石及び砂利採取について業者登録、採取計画、その他規制を行い、採取に伴う災害の防止を図ります。

(3) 県単砂防維持修繕事業

国の補助の対象とならない砂防設備、地すべり及び急傾斜地崩壊防止施設の機能を保持するための修繕を行います。

3 港湾・海岸維持管理

(1) 港湾・海岸管理

港湾法、海岸法の施行に関する事務のほか、水質事故対策、漂着物処理等、港湾・海岸の管理保全等を行います。

(2) 港湾統計調査

国からの委託を受け、県内港湾の統計調査を行います。

(3) 県単港湾維持修繕事業

国の補助の対象とならない局所的な物揚場、防潮扉等の修繕を行います。

(4) 県単海岸維持修繕事業

国の補助の対象とならない局所的な堤防、防潮扉等の修繕を行います。

下水道課

課長 鵜飼 伸彦
(電話 059-224-2729)

1 下水道計画

流域別下水道整備総合計画に関する業務を行います。

2 流域下水道事業

(1) 建設業務

流域別下水道整備総合計画の基本方針に基づき、流域下水道の幹線管渠、ポンプ場及び終末処理場の整備を行います。

(2) 維持管理業務

現在供用している各流域下水道の維持管理業務を行います。

また、流域下水道の整備及び維持管理のための市町の負担金に関する事務を行います。

3 指導監督業務

市町が実施する公共下水道事業に対して指導監督及び助言等の支援を行います。

4 普及啓発

下水道に関する知識の普及及び啓発等を行います。

施設災害対策課

課長 池山 隆久
(電話 059-224-2683)

1 水防事業

- (1) 水防資材の補充等を行います。
- (2) 水防法に基づいて、洪水、津波又は高潮による水災を警戒し、公共の安全を保持することを目的に作成した水防計画を毎年検討し、必要に応じ変更します。

2 公共土木施設災害復旧事業

- (1) 平成24、25、26、27年災害土木（建設）復旧
平成24、25及び26年に発生した災害及び平成27年に災害が発生した場合の国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業を行います。
- (2) 市町災害土木復旧指導監督
市町施行の国土交通省所管公共土木施設の災害復旧事業について助言等の支援を行います。

3 河川等災害関連事業

平成23、24、26年に発生した災害で、再度災害を防止するため未災箇所を含む一連の施設について、災害復旧事業費に改良費を加えて河川断面の拡幅等を行う災害助成・関連事業（5箇所）を行います。

4 道路啓開対策

大規模地震・津波が発生した際に、孤立が懸念される熊野灘沿岸地域において、道路啓開（緊急車両等が通れるように瓦礫などを処理し、段差を修正するなど、救援ルートとして最優先で確保すること）を迅速に展開できる態勢の整備を進めます。

1 都市計画業務

- (1) 市町都市計画事業指導監督
市町が実施する街路事業、公園事業及び区画整理事業への助言等の支援を行います。
- (2) 都市計画審議会
知事の諮問に応じて都市計画に関する事項について審議するため、「三重県都市計画審議会」を年4回程度開催します。
- (3) 都市計画策定事業
今後の都市計画の方針や課題に対する調査・検討を行います。
- (4) 総合都市交通体系調査
都市計画に必要な交通面からの基礎的情報の把握と方向性の検討を行います。

2 街路事業

- (1) 社会資本整備総合交付金事業
 - ① 街路事業
市街地内の県道である都市計画道路について、道路改築を行います。
 - ② 電線共同溝整備事業
市街地内の県道である都市計画道路について、電線類の地中化を行います。
 - ③ 連続立体交差事業
一体的なまちづくりの推進及び交通の円滑化を図るため、連続立体交差事業の推進を行います。
- (2) ウォークギャラリー整備事業
市街地内の県道である都市計画道路について、歩道空間のグレードアップ等を行います。
- (3) 交通結節点周辺バリアフリー改善事業
駅周辺の道路施設について、バリアフリーの視点から改良すべき点を調査し、歩行空間のバリアフリー化等を行います。
- (4) 地方道路整備事業<街路>
社会資本整備総合交付金事業で実施する街路事業と一体的に行うことが効果的な都市計画道路の改築を行います。
- (5) 街路調査
街路事業の実施にあたり、必要な測量、調査、設計等を行います。

3 公園事業

(1) 社会資本整備総合交付金事業

県営都市公園の用地買収及び施設整備を行います。

(2) 都市公園等一体整備事業

社会資本整備総合交付金事業で実施する公園事業と一体的に整備することが効果的な公園施設等の整備を行います。

(3) 公園維持管理

県営都市公園である県庁前公園、北勢中央公園、鈴鹿青少年の森、大仏山公園、熊野灘臨海公園及び亀山サンシャインパークの開園区域を中心に、安全で快適に利用できるよう維持管理を行います。

(4) 直轄公園事業負担金

都市公園法に基づく、国が設置する公園（国営木曾三川公園）の建設に要する県負担金です。

4 市街地整備事業

(1) 都市防災総合推進事業

都市防災総合推進事業を行う市町に対する助言等の支援を行います。

(2) 都市再生整備計画事業

都市再生整備計画事業（旧まちづくり交付金）を行う市町に対する助言等の支援を行います。

(3) 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行者に対し、助言等の支援を行います。
土地区画整理法第3条第2項に規定する土地区画整理組合に対し、土地区画整理事業に要する経費の補助を行います。

(4) 市街地再開発事業

都市再開発法に基づく市街地再開発事業（国土交通省都市局所管のものに限る。）の施行者に対し、助言等の支援を行います。

1 景観法に基づく「三重県景観計画」の推進

届出制度による相談・審査を通じ、建築物の形態・意匠等が周辺景観に配慮されたものとなるよう誘導していくほか、世界遺産に登録された熊野川流域の景観を保全し、次の世代に引き継ぐため策定した熊野川流域景観計画を適正に運用します。また、公共事業等における景観検討システムの構築・試行等により、「三重県景観計画」の着実な推進を図ります。

2 景観づくりに関する普及啓発、市町の支援

県民・行政職員の良好な景観づくりに向けた意識高揚と普及啓発を図るため、市町が行う景観シンポジウムの開催を支援するとともに、市町が主体となって取り組む景観づくりや市町の景観行政団体化に向けた取組を支援するため、景観アドバイザーの派遣などを実施します。

3 屋外広告物条例に基づく事務の実施

看板等の屋外広告物について、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から、必要な規制を行うとともに、広告業者や県民への普及・啓発を行います。

4 社会資本整備における協働の推進

協働に取り組む人材の育成や資質向上を図るため、県や市町職員を対象とした研修や県民への啓発事業を実施するとともに、社会資本整備における協働や協創によるまちづくりを促進するため、まちづくり団体への支援を行います。

5 景観まちづくりプロジェクト事業の推進

良好な景観や歴史的なまち並みなどの地域資源に配慮した県管理施設の修景整備を、地域住民との協働により実施し、まちの良好な景観形成を推進します。

1 建築安全・安心推進業務

- (1) 建築基準法に基づき建築物の確認・許可を行うほか、建築指導及び建築審査会の運営を行います。
- (2) 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務化された不特定多数の者が利用する大規模建築物等に対して、耐震診断の支援を行うとともに、緊急に安全性を高めていく必要がある建築物に対する耐震改修の支援を行います。
- (3) 地震の余震による二次被害を防止するため、被災した建築物の危険度を判定する被災建築物応急危険度判定士及び判定の実施のために判定士の指導・支援を行う判定コーディネーターを養成します。
- (4) エネルギーの使用の合理化等に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例等に基づき建築物に係る届出の審査・指導等を行います。
- (5) 国からの委託を受け、県内建築物の統計調査を行います。

2 開発行為等に係る許可等の業務

- (1) 都市計画法に基づき開発行為及び建築等の許可を行うほか、開発指導及び開発審査会の運営を行います。
- (2) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、宅地開発事業の確認等に関する業務を行います。
- (3) 地震や降雨等の災害による二次災害を防止するために、被災した宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士を養成します。

3 宅地建物取引業法施行事務

宅地建物取引業法に基づき宅地建物取引業の免許の交付、宅地建物取引士の登録、取引士証の交付及び消費者からの相談対応を行います。

4 建築士法施行事務

建築士法に基づき建築士試験・免許事務及び建築士・建築士事務所の指導並びに建築士審査会の運営を行います。

1 住まい支援

(1) 県民支援

①「待ったなし!耐震化プロジェクト」事業

地震に対する住まいやまちの安全性を高めるため、民間木造住宅の無料耐震診断及び耐震補強を促進します。

②住情報・相談体制ネットワーク化事業

住宅リフォームに関する県民への助言や相談に対応するため、地域の専門家を「住まい改修アドバイザー」として育成するとともに、災害時における被災者からの住宅に関する相談需要に応えるため、市町と建築士の団体等との協力体制の構築を支援します。

③三重県あんしん賃貸支援事業

高齢者、障がい者、外国人、子育て世帯等住宅確保要配慮者の居住の安定確保を推進するため、県、市町、不動産関係団体、居住支援を行うNPOや社会福祉法人が連携する「三重県居住支援連絡会」を活用し、民間賃貸住宅の情報等を提供します。

④長期優良住宅建築等計画の認定

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」(H21.6.4施行)に基づき、高い耐久性、耐震性等を備えた住宅の建築及び適切な維持保全を促進するため、「長期優良住宅建築等計画」の認定を行います。

(2) 市町支援

住環境整備事業

市町が行う既設改良住宅に係る外壁や住戸内の改修工事などの住環境整備及び住宅新築資金等貸付助成事業について、助言等支援を行います。

2 県営住宅管理

県営住宅への入居者の資格審査・決定等入居に関する事務及び家賃等の収納に関する事務を行うとともに、指定管理者制度を活用した県営住宅の維持管理を行います。

3 公営住宅整備

(1) 県営住宅整備

「三重県公営住宅等長寿命化計画」(計画期間:平成23年度~32年度)に基づき、既存県営住宅の長寿命化のための外壁改修や高齢者仕様への住戸改善等を行います。

(2) 市町営住宅事業等への支援

市町が行う地域住宅計画に基づく市町営住宅の新築、改修・改善や街なみ環境の整備事業等について、助言等支援を行います。

営繕課

課長 岡村 佳則
(電話 059-224-2150)

1 営繕調整業務

公共建築及び設備工事の予定価格算出に用いる設計単価等の実態調査や作成など、営繕業務の企画・調整・調査を行います。

また、営繕工事の管理や技術・知識の向上のための研修を行います。

2 契約等事務

営繕工事に係る競争入札審査及び契約事務を行います。

3 営繕（建築・電気設備・機械設備）業務

県有建築物の建築・電気設備・機械設備に関する営繕工事について、発注者のニーズを把握した設計と施工監理を行います。

工事検査担当

工事検査総括監 向井 孝弘
(電話 059-224-2662)

1. 工事検査

農林水産部・県土整備部等の知事部局、企業庁、病院事業庁及び教育委員会が所管する建設工事の検査を行います。

検査については、以下の方法により行っています。

(1) 委託検査

現地で行う実地検査を外部委託し、完成認定を行う検査です。

(2) 直営検査

工事検査担当の職員が直接行う検査です。

(3) 臨時検査員検査

工事検査担当以外の職員から任命した臨時検査員が行う検査です。